

省 令

厚生省令第三百三十二号

知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第二十一条第一項、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第二十八条第一項及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百三十三号)第五十条の二の三第一項の規定に基づき、知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年十一月二十日 厚生大臣 津島 雄二

知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令

(知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正)

第一条 知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成二年厚生省令第五十七号)の一部を次のように改正する。

第七條の五第二号中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

第十九條第一項中「という。」の下に「のうち次項に規定する知的障害者小規模通所授産施設以外のもの」を加え、同条第四項中「前三項」を「第一項、第四項及び前項」に改め、「授産施設」の下に「のうち小規模通所授産施設以外のもの」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 知的障害者小規模通所授産施設(通所施設である授産施設であつて、常時利用する者が二十人未満であるものをいう。以下「小規模通所授産施設」という。)には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該小規模通所授産施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けなければならない。

- 一 静養室
二 食堂
三 洗面所
四 便所
五 作業室又は作業場

3 前項各号に掲げる設備のうち、食堂にあつては、静養室又は作業室若しくは作業場と兼ねることができる。

7 第二項、第三項及び第四項に規定するもののほか、小規模通所授産施設の設備の基準については、第五項第一号イの規定を準用する。第二十条第一号中「授産施設」の下に「小規模通所授産施設を除く。」を加え、同条第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 小規模通所授産施設 十人以上の人員を入所させることができる規模

第二十一条第一項中「授産施設」の下に「のうち小規模通所授産施設以外のもの」を加え、同条第三項中「授産施設」の下に「のうち小規模通所授産施設以外のもの」を加え、同項を同条第六項とし、同条第二項中「保健婦」を「第一項各号に掲げる職員のうち、保健婦に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 小規模通所授産施設の施設長は、知的障害者の福祉の増進に熱意を有し、小規模通所授産施設を適切に運営する能力を有する者でなければならない。

2 小規模通所授産施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

一 施設長
二 生活指導員
三 作業指導員

3 前項各号に掲げる職員のうち、施設長にあつては、生活指導員又は作業指導員と兼ねることができる。

2 第二十四条中「授産施設」の下に「のうち小規模通所授産施設以外のもの」を加え、同条に次の一項を加える。
第十四條第一項、第十五條、第十七條第一項及び第十八條の規定は、小規模通所授産施設について準用する。
第二十五條第二項中「前項」を「前項各号」に改め、同条第三項中「同項第九号に規定する」、「同項第三号に規定する」、「同項第十一号に規定する」及び「同項第十号に掲げる」を削る。

3 前項各号に掲げる設備のうち、食堂にあつては、静養室又は作業室と兼ねることができる。

7 第二項、第三項及び第四項に規定するもののほか、小規模通所授産施設の設備の基準については、第五項第一号イの規定を準用する。第二十条第一号中「授産施設」の下に「小規模通所授産施設を除く。」を加え、同条第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 小規模通所授産施設 十人以上の人員を入所させることができる規模

第二十一条第一項中「授産施設」の下に「のうち小規模通所授産施設以外のもの」を加え、同条第三項中「授産施設」の下に「のうち小規模通所授産施設以外のもの」を加え、同項を同条第六項とし、同条第二項中「保健婦」を「第一項各号に掲げる職員のうち、保健婦に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 小規模通所授産施設の施設長は、知的障害者の福祉の増進に熱意を有し、小規模通所授産施設を適切に運営する能力を有する者でなければならない。

2 小規模通所授産施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

一 施設長
二 生活指導員
三 作業指導員

3 前項各号に掲げる職員のうち、施設長にあつては、生活指導員又は作業指導員と兼ねることができる。

2 第二十四条中「授産施設」の下に「のうち小規模通所授産施設以外のもの」を加え、同条に次の一項を加える。
第十四條第一項、第十五條、第十七條第一項及び第十八條の規定は、小規模通所授産施設について準用する。
第二十五條第二項中「前項」を「前項各号」に改め、同条第三項中「同項第九号に規定する」、「同項第三号に規定する」、「同項第十一号に規定する」及び「同項第十号に掲げる」を削る。

第三十一条第三項中「同項第二号に規定する」及び「同項第六号に規定する」を削る。

- 三 洗面所
四 便所
五 作業室

5 前項各号に掲げる設備のうち、食堂にあつては、静養室又は作業室と兼ねることができる。

第三十二条第一項中「及び身体障害者通所授産施設」を「身体障害者通所授産施設及び身体障害者小規模通所授産施設」に改め、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「及び身体障害者通所授産施設」を「身体障害者通所授産施設及び身体障害者小規模通所授産施設」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 身体障害者小規模通所授産施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

一 施設長
二 職業指導員
三 生活指導員

5 身体障害者小規模通所授産施設に置かれる職員のうち、施設長にあつては、職業指導員又は生活指導員と兼ねることができる。

8 身体障害者小規模通所授産施設に置かれる施設長は、身体障害者の福祉の増進に熱意を有し、身体障害者小規模通所授産施設を適切に運営する能力を有する者でなければならない。

第三十四条中「身体障害者授産施設」の下に「のうち身体障害者小規模通所授産施設以外のもの」を加え、同条に次の一項を加える。
第十二條、第十四條第一項、第十六條及び第十七條の規定は、身体障害者小規模通所授産施設について準用する。

第三條 精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第八十七号)の一部を次のように改正する。
第十七條第二項第二号中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。
第二十三條第一号を次のように改める。
一 通所施設(精神障害者授産施設のうち通所による利用者のみを対象とする施設であつて、次号に規定する精神障害者小規模通所授産施設以外のものをいう。以下同じ。)二十人以上

一 静養室
二 食堂

第二十三条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。  
二 精神障害者小規模通所授産施設（精神障害者授産施設のうち通所による利用者のみを対象とするものであつて、常時利用する者が二十人未満のものをいう。以下同じ。）  
十人以上

第二十四条中「精神障害者授産施設」の下に「のうち精神障害者小規模通所授産施設以外のもの」を加える。  
第二十五条第一項中「精神障害者授産施設」の下に「のうち精神障害者小規模通所授産施設以外のもの」を加え、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 精神障害者小規模通所授産施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該精神障害者小規模通所授産施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。  
一 作業室又は作業場  
二 静養室  
三 食堂  
四 洗面所  
五 便所

5 第二項第一号の規定は、前項第一号に掲げる設備の基準について準用する。  
6 第四項各号に掲げる設備のうち、同項第三号の食堂にあつては、同項第一号の作業室若しくは作業場又は同項第二号の静養室と兼ねることができる。

第二十六条第一項中「精神障害者授産施設」の下に「のうち精神障害者小規模通所授産施設以外のもの」を加え、同条第四項中「精神障害者授産施設」の下に「のうち精神障害者小規模通所授産施設以外のもの」を加え、同項を同条第八項とし、同条第三項の次に次の四項を加える。

4 精神障害者小規模通所授産施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。  
一 施設長  
二 精神保健福祉士、作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員 二以上

5 前項第一号の施設長は、精神障害者の社会復帰に理解と熱意を有し、施設を運営する能力を有すると認められる者でなければならぬ。  
6 第四項各号に掲げる職員のうち、一人以上は常勤でなければならない。  
7 第四項各号に掲げる職員のうち、同項第一号の施設長にあつては、同項第二号の精神保健福祉士、作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員と兼ねることができる。  
第二十九条中「精神障害者授産施設」の下に「のうち精神障害者小規模通所授産施設以外のもの」を加え、同条に次の一項を加える。  
2 第十八条、第十九条、第二十条第一項及び第三項並びに第二十二條の規定は、精神障害者小規模通所授産施設について準用する。

（施行期日）  
1 この省令は、平成十二年十二月一日から施行する。ただし、第一条中知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準第七條の五第二号の改正規定及び第三条中精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準第十七條第二項第二号の改正規定は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。  
（精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置）  
2 第三条の規定による改正後の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準第二十三條第二号に規定する精神障害者小規模通所授産施設については、同基準第三條第二項の規定は、当分の間、適用しない。

○厚生省令第三十三号  
社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十二年政令第四百四十八号）の一部の施行に伴い、及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二百二十六條の規定に基づき、社会福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成十二年十一月二十日

厚生大臣 津島 雄二  
社会福祉法施行規則の一部を改正する省令  
社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「公益を目的とする事業」を「法第二十六条第一項に規定する公益事業に、その収益を社会福祉事業の経営に充てることを目的とする事業」を、「同項に規定する収益事業」に改める。  
第十七条中「第二条第三項」を「第三条第三項」に改める。  
第二十三条第一項中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改める。  
第三十五条中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改める。  
第三十六条中「第十二条第二項」を「第十三条第二項」に改める。

（施行期日）  
1 この省令は、平成十二年十二月一日から施行する。ただし、第二条第二項第一号の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。  
（中央省庁等改革のための健康保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の一部改正）  
2 中央省庁等改革のための健康保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成十二年厚生省令第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条のうち社会福祉法施行規則第三十八條を第四十條とし、第三十七條を第三十九條とし、第三十六條を改め、同條を第三十八條とする改正規定中「第十二条第二項」を「第十三条第二項」に、「第十四条第二項」を「第十五条第二項」に改める。  
第二十四条のうち社会福祉法施行規則第三十五条を改め、同條を第三十七條とし、同條の前一条を加える改正規定中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に、「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改める。  
第二十四条のうち社会福祉法施行規則第二十七條を第二十八條とし、第二十四条から第二十六條までを一条ずつ繰り下げ、第二十三條第一項を改め、同條を第二十四條とする改正規定中「第七條第一項」を「第八条第一項」に、「第九条第一項」を「第十条第一項」に改める。  
第二十四条のうち社会福祉法施行規則第二十一条までを一条ずつ繰り下げ、第十八條から第二十一条までを一条ずつ繰り下げ、第十七條を改め、同條を第十八條とする改正規定中「第二条第三項」を「第三条第三項」に、「第四条第三項」を「第五条第三項」に改める。

（毒物劇物営業業者等による情報の提供）  
第十三條の六 令第四十條の九第一項ただし書に規定する厚生省令で定める場合は、次のとおりとする。  
一 一回につき二百ミリグラム以下の劇物を販売し、又は授与する場合  
二 令別表第一の上欄に掲げる物を主として生活の用に供する一般消費者に対して販売し、又は授与する場合  
第十三條の七 令第四十條の九第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による情報の提供は、次の各号のいずれかに該当する方法により、邦文で行わなければならない。  
一 文書の交付  
二 磁気ディスクの交付、フлакシミリ装置を用いた送信その他の方法であつて、当該方法により情報を提供することについて譲受人が承諾したもの

第十三條の八 令第四十條の九第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により提供しなければならない情報の内容は、次のとおりとする。  
一 情報を提供する毒物劇物営業業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）  
二 毒物又は劇物の別  
三 名称並びに成分及びその含量  
四 応急措置  
五 火災時の措置

○厚生省令第三十四号  
毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第四十條の九第一項ただし書及び第四項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成十二年十一月二十日

厚生大臣 津島 雄二  
毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

第十三條の六 令第四十條の九第一項ただし書に規定する厚生省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 一回につき二百ミリグラム以下の劇物を販売し、又は授与する場合  
二 令別表第一の上欄に掲げる物を主として生活の用に供する一般消費者に対して販売し、又は授与する場合  
第十三條の七 令第四十條の九第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による情報の提供は、次の各号のいずれかに該当する方法により、邦文で行わなければならない。

一 文書の交付  
二 磁気ディスクの交付、フлакシミリ装置を用いた送信その他の方法であつて、当該方法により情報を提供することについて譲受人が承諾したもの